

「法律事務員」とは

働き始めて、じきに7回目の春をむかえる。就職氷河期に飲みこまれ、100近くの会社を受けるも不採用。這々の体でたどりついたのが今の職場だった。弁護士という職種の人に会うのも話すのも初めて、法律の知識は皆無、ましてや法律事務員とは何する人ぞ、というレベルで、何よりも「春からは社会人」ということだけが嬉しかった。「法律事務員」になるという気構え・心構えは何もなく、今思えば、なんとも情けないスタートだった。

法律事務所職員
飯塚 知恵

すべては依頼者のため

「社会人」という肩書きに安堵する間もなく、法律事務員としての日々はまさに怒涛の勢いで始まった。何をやっても目新しく、何の蓄積もない（ように思える）日々。向いてないのかな、と落ち込んだことも一度や二度ではない。何のミスもしないで一日を終えられれば、それだけで御の字、という有様だった。

それでも、日々の業務をこなす中で、ある時気づいた。すべての業務は依頼者のため、という、至極当たり前の事実だ。私たちの仕事は、弁護士から与えられるものではあるけれども、弁護士は依頼者のために働いており、ひいては自分の仕事も依頼者に返る、という認識を得たのだった。弁護士に怒られるからミスを怖がるのではない。自分も依頼者の人生そのものに携わっているのだ、という、その認識を得たことで、仕事の順序も段取りもつけられるようになり、いざという時の判断力も若干ながら芽生えた。自分が法律事務職員として働く、ということの方向性が見えたような気がする。

通常業務と弁護団事件

悪戦苦闘の毎日ながらも、3年目を迎えた頃、事務所に中国「残留孤児」国家賠償訴訟の弁護団に参加する弁護士がおり、担当の事務局になった。当初は、そもそも中国「残留孤児」という事実について、大した知識も持ち合わせていなかった自分にとって、いい勉強の機会を与えられた、くらいの気持ちでしかなかった。

しかし、2006年12月、神戸地裁での勝訴判決から、状況は一変する。チラシを刷り、運搬し、FAXを送り、電話をかけ…。そのすべてが「大至急」との但し書きつきだ。もちろん、その間も通常業務は行われている。常に時計を気かけ、ばたばたと駆け回りながら仕事をしていた。もう間に合わない、と泣きそうになることもしばしば。

しかし、そんな時には必ず、先輩事務員が助けてくれた。何でもひとりで抱えこむのではなく、助力を願い出ることも大切だ、と痛感した。自分の能力を見極め、先の先を考えて時間を配分すること。間に合わなかった、ではすまされない。それは、ひいては依頼者全員の不利益につながってしまうのだから。

理想の法律事務員

そうはいっても、弁護団事件に携わる中で、いろいろな弁護士と会う機会が増え、同時にたくさんの事務員の方たちと共に仕事をすることができた。これは、所内での通常業務をこなすだけではなかなか得られない、貴重な機会だったと思う。

いろいろな先輩事務員の仕事を見の中で、いろいろなことに気づかされた。法律事務員とは、こうあるべきだ、自分もこうありたい、という理想像のようなものもできた。今後、まだまだ続く法律事務職員としての仕事の中で、どれだけ理想に近づけるのか、日々の仕事を大切に邁進したいと思っている。